

議案第76号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第5条第3項の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補

償については、なお従前の例による。

(公務災害補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに改正前の条例の規定に基づくその他の公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額の加算額を引き上げるため、この条例を制定するものである。